平成２４年（フ）第１８１号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅41棟404号
債務者　関　　健二
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１９１号
千葉県船橋市宮本３丁目８番25―305号
債務者　将　　実（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１９９号
千葉県市川市南行徳１丁目17番11号　サンハイツ201号
債務者　板橋　克司
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２０８号
千葉県市原市辰巳台西３丁目３番地　県営住宅１棟404号
債務者　檜山　英孝
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１８号
千葉市中央区寒川町１丁目206番地　スクウェアガーデン405号
債務者　藤岡　則行
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２４３号
千葉県船橋市行田３丁目１番７棟705号
債務者　菊池　三郎
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１号
富山県黒部市生地436番地
債務者　黒部　孝治
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第６５号
金沢市彦三町２丁目３番10号　長沢レジデンス303号
債務者　中村　りか
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２６号
長野県上水内郡飯綱町大字牟礼2572番地
債務者　梁原真由美こと　孫　眞由美
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
長野県塩尻市大門三番町９番21号
債務者　備前　　宮
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２７号
兵庫県姫路市大津区吉美246番地１
債務者　榊　　威彦
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第７９号
兵庫県高砂市中筋４丁目５番32号
債務者　三吉　健児
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９６号
兵庫県姫路市新在家３丁目４番９―303号
松下ハイツ新在家
債務者　塩坂公弥子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１０８号
兵庫県加古川市平岡町新在家2066番地の52
債務者　東山　昌章
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１０９号
兵庫県加古川市平岡町新在家2066番地の52
債務者　東山　絹代
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９９７号
広島市安佐南区八木４丁目40番39―１号
債務者　竹川　道広
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８号
広島県安芸郡海田町堀川町１番１号
債務者　井村侑香里
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５８号
広島市安佐南区大町東４丁目７番26―203号
債務者　南谷佐斗美
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部